# 東日本大震災 復興加速化のための第6次提言 ~復興・創生への道筋を明示~

平成28年8月24日 自 由 民 主 党 公 明 党

#### はじめに

- I. 原子力事故災害被災地域の再生
  - 1 廃炉・汚染水処理の着実な推進
  - (1) リスク低減
  - (2) 中長期廃炉体制の確立
  - (3) 分かりやすい情報発信等による信頼関係強化
  - 2 避難指示解除と帰還促進に向けた環境整備
  - (1)解除した地域の帰還促進
  - (2) 避難指示解除準備区域、居住制限区域の解除の実施
  - (3) 帰環困難区域の取扱い
  - 3 原子力事故災害からの自立に向けて
  - (1) 自立支援
  - (2) 広域まちづくり
  - 4 風評被害対策、放射線不安を含む生活相談対応
  - 5 中間貯蔵施設の整備
  - 6 指定廃棄物等の処理
  - 7 国と東京電力の果たすべき役割の分担
- Ⅱ. 地震・津波被災地域の早期復興完了および共通課題
  - 1 被災者支援
  - 2 住まいの確保とにぎわいの再生
  - 3 産業・なりわいの再生・創造
  - 4 観光復興
  - 5 地域の発展の基盤となる交通・物流網の整備
  - 6 被災自治体における人手不足への対応
  - 7 国内外への情報発信の強化

むすび

#### はじめに

東日本大震災の発災から5年が経過し、復興は新たなステージ、「復興・創生期間」に入った。

地震・津波被災地においては、来年春までに、約9割の災害公営住宅、約7割の高台移転の事業が完了し、平成30年度までには、住まいに関する復興事業が概ね完了する見込みとなっている。また、東京電力福島第一原子力発電所事故からの復興については、原発敷地内の約90%で、普通の作業着で仕事ができるようになるなど、廃炉・汚染水対策は安定的に進んでいると言える。避難指示区域等においても、事故後5年間で空間放射線量率平均が65%低下するなど状況は大きく改善しており、本年6月に葛尾村と川内村、7月に南相馬市において避難指示解除が行われるなど、地元市町村、県をはじめ関係者の努力により、避難指示解除準備区域・居住制限区域における、来年3月までの避難指示解除に向けて道筋がついてきた。

このように、被災地の復興に向けた動きは、一歩一歩着実に進んでいると言える。

「復興・創生期間」においては、一人ひとりの「心の復興」とともに、自らの人生設計を描くことのできる「自立」を目指し、それを支える生活基盤や経済基盤を創るために、官民一体となった「協働」が求められる。まさに日本の将来を先導する地方創生のモデルとなるような復興を成し遂げることが目標となるのである。そのためには、地域住民、市町村、県、国、国民の「オール・ジャパン体制」をより一層強化していかなければならない。

また、住宅の再建が進むなかで、産業やなりわいも含めた、まちのにぎわいを取り戻していかなければならない。

とくに福島において、復興の進展を率直に実感できるようにするには、住宅や学校など市街地にある黒いフレコンバッグの除染土壌をできるだけ早く中間貯蔵施設に搬出できるよう環境整備をすることである。これを2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の前までに実現できれば、世界中の人たちが評価してくれるだけではなく、風評の払しょくにつながり、一次産業や観光産業等を振興させる福島再生の象徴的な成果となるであろう。これと同時に、避難指示解除準備区域・居住制限区域における来年3月までの避難指示解除の実施、帰還困難区域の取扱いの明示といった諸課題の解決に取り組むことで、復興と再生を加速させる環境を整えていく必

要がある。この際、教育・生活環境整備を通じて、子どもや女性も含めた被災者が夢を持って暮らしていくことができるようにしなければならない。さらに、帰還困難区域の復興事業については、平成29年度のできるだけ早期に着手できるよう、準備を進める必要がある。

また、原子力災害からの復興については、引き続き国が前面に立って、その役割を果たしていく一方、東京電力は、経営面や体質面の改革を行い、自らの責任を果たさなければ、国民の理解を得ることはできない。

この際、自由民主党、公明党の与党は、政府と一体となって被災地の復興を加速させるため、以下の通り提言を行う。

#### I 原子力事故災害被災地域の再生

#### 1 廃炉・汚染水処理の着実な推進

#### (1) リスク低減

- 国、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、東京電力は、廃 炉のための中長期的取組みの実施に向け、安全確保を最優 先に、総合的なリスク低減を実現していくこと。
- とくに、国、東京電力は、タンク内で貯蔵している高性 能多核種除去設備等による処理水について、当該処理水の 管理に伴う放射線リスク、タンク貯蔵に伴うリスク等のさ まざまなリスクを全体として低減させつつ、可能な限り早 期に方針を決定すること。その際、安全性、技術の成立性、 風評被害などの社会的な観点等も含めて総合的に検討を 進めること。

#### (2) 中長期廃炉体制の確立

- 燃料デブリ取り出しに向けて、国は、格納容器内部調査 の着実な実施など、工程を適切に管理し、技術的難易度が 高く、国が前面に立つことが必要な研究開発を支援すると ともに、廃炉を担う人材の育成を進めること。
- また、原子力損害賠償・廃炉等支援機構は、強化された体制を活かし、国内外の最新の知見を取り入れつつ、実効性のある方針・工程の策定に関する技術的検討を加速化すること。さらに、原子力損害賠償・廃炉等支援機構は、東京電力等と連携して、知的財産の管理等に留意しつつ、今後必要となる研究開発が速やかに着手されるよう、ニーズ・シーズのマッチング等を積極的に実施すること。
- 東京電力は、廃炉・汚染水対策に対するコミットメントをさらに強化すること。とくに、廃炉推進カンパニーにおいては、原子力損害賠償・廃炉等支援機構における技術的検討内容を踏まえて策定される方針・工程や国内外の研究開発成果を、遅滞なく現場作業へと適用できるよう、プロジェクトマネジメント機能の強化を図ること。
- 新たに明らかになる現場状況に臨機応変に対応できるよう、資源エネルギー庁、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、 東京電力等は、互いに連携し、原子力規制委員会との積極

的な対話を行いつつ、今後、より困難な技術課題に取り組むこと。

○ 廃炉作業や汚染水対策を安全かつ速やかに進める観点から、また、国際原子力機関(IAEA)の IRRS 報告書等で明らかになった課題を解決するため、実効が上がる検査制度見直しを行い、それを実践できる原子力規制庁の体制を充実・強化させることが急務である。具体的には、事業者の安全確保への取組み実績を把握し、適正な評価を行って、取組みを強化すべき領域に集中的な監視ができる新しい制度を導入すること。また、新規・中途採用等人材確保の機会拡大、より実践的な研修プログラムの整備や海外研修の実施といった人材育成施策の充実、適切な処遇等による有為な人材の確保等により、機動的で柔軟な対応を可能とし、実効的・効率的な規制組織体制とすること。

### (3) 分かりやすい情報発信等による信頼関係強化

○ 福島第一原子力発電所の敷地内のリスク低減、中長期廃 炉体制の確立とあわせて、国、原子力損害賠償・廃炉等支 援機構、東京電力は、地元関係者等との信頼関係を強化す べく、引き続き、正確かつ分かりやすい情報発信、双方向 のコミュニケーションを強化すること。

## 2 避難指示解除と帰還促進に向けた環境整備

#### (1) 解除した地域の帰還促進

- 避難指示解除がきっかけとなって復興、帰還が確実に進んでいく姿を示すべく、帰還する住民に対する支援に関係省庁が全力を上げて取り組むこと。とくに、解除した地域について、高齢者から若者・子育て世帯に至るまで「帰れる」、「帰りたい」と実感できる魅力ある環境整備に、避難指示解除の前から積極的に取り組むこと。
- 第一に、避難指示解除時点で放射線量は十分に低減して おり、安全に暮らせる環境にあるが、住民が「安心して暮 らせる」よう、きめ細かな放射線不安への対応を継続する こと。また、ふるさとでの生活の再開にあたり、さまざま な不安を解消するため、避難指示解除および帰還の進展に 伴う見守り、生活支援、先に帰還した住民の生活情報を避

難者と共有することやコミュニティ再生に対するニーズが高まっている。このため、これまできめ細かな住民支援を担ってきた生活支援相談員の支援対象に帰還者を含むことの明確化や、相談員のなり手の確保を進めるとともに、住民の抱える悩みや地域が抱える課題の解決や、先に帰還した住民の情報発信の促進に向けて関係者が連携を強化すること。

- 第二に、帰りたい人が一刻も早く帰ることができるよう、 家屋解体の加速化により、町の整備を進めること。また、 住宅リフォームを町民が望む帰還時期までに遅れることな く実施できるよう、事業者向けに放射線不安対策を実施し、 十分な数の事業者の確保に取り組むこと。
- 第三に、医療・介護・福祉の人材の確保をはじめとする 提供体制の整備、住民が日常的な買い物ができる商店の開 業支援、住民の生活の足を確保できるような地域全体の公 共交通の活性化・移動手段、生活に欠かせない飲料水の安 全・安心確保等への支援等、住民の生活環境整備に取り組 むこと。
- 第四に、解除した地域の学校で地元に早期に再開するため、施設・設備整備への支援や教職員の増員等のきめ細かな教育環境の整備を進めること。さらに、英語教育や ICT 教育の充実、「ふるさと創造学」など特色ある教育への支援等、魅力ある教育づくりに向けて、国、県、市町村が一体となって取り組むこと。

また、相双地域全体の復興を支え、イノベーション・コーストの実現に資する人材育成を推進するため、平成 29 年4月に発展的に統合され、開校する予定の小高産業技術高等学校など教育環境の整備を進めること。

○ 第五に、雇用の場を確保するため、まちの復興の絵姿を 見据え、企業立地・事業再開支援を充実させ、雇用創出を 強力に進めること。

## (2) 避難指示解除準備区域、居住制限区域の解除の実施

○ 避難指示の解除は、真の復興に向けたスタートであり、 避難指示解除に向けた課題への取組みは、解除後の住民の 帰還の加速や地域の本格復興に密接に繋がっている。この ため、とくに今後解除を迎える町村については、解除後の本格復興も見据え、住民が帰還に向けて避難指示解除前からあらかじめ取り組む必要のある課題(住宅リフォーム等)に着手できるよう、国・自治体が帰還環境の情報提供を十分に行うとともに、計画的に課題の解決に取り組むこと。

- 昨年5月の第5次提言を受けて、避難指示解除準備区域、居住制限区域については、遅くとも事故から6年後の平成29年3月までの避難指示の解除に向けて、地元市町村、県をはじめ関係者の努力により、解除が進み、道筋がついてきた。今後の避難指示解除および解除後の本格復興に際しては、これまでの過程で浮き彫りとなった行政(教育、行政サービス等)、生活(放射線不安、住宅、医療等)、産業(雇用等)の各分野における諸課題について、関係機関がこれまで得た経験を活かしながら、持ちうる施策を総動員して取り組むこと。
- すなわち、楢葉町、葛尾村、川内村、南相馬市、飯舘村では避難指示解除準備区域、居住制限区域の避難指示解除が決定され、川俣町(山木屋地区)も昨年8月より準備宿泊を実施しており、除染の十分な進捗をはじめ、平成29年3月末までの避難指示解除に向けた環境が整いつつある。富岡町、浪江町の避難指示解除準備区域、居住制限区域についても、遅くとも平成29年3月末までに避難指示を解除し、住民の帰還を可能にしていけるよう、政府は以下をはじめとする課題に全力で取り組むこと。
- 除染について、避難指示解除に支障のないよう、計画どおり平成28年度末までに完了させるとともに、除染が終了した地域において、フォローアップ除染、汚染されていない遮蔽土等の有効利用・処分などの必要な措置を、関係省庁の協力の下、自治体と連携し、復興の動きと連動しつつ効果的に進めること。

また、避難指示解除準備区域および居住制限区域に住民が安心して帰還できるよう、これらの区域の宅地に隣接する部分についても対策を講ずること。

○ インフラや生活に密着したサービスの復旧等の取組みを 加速していくこと。これに加え、事故後6年の経過により、 住民への賠償が大きな区切りを迎えることや、依然として 賠償の継続が必要との声があるなかで、賠償をある一定程度に抑えて、生活支援制度を検討していくことが非常に重要、といった声が出てきていることを踏まえ、住民が賠償に依存せずに自立的な生活再建が可能となるよう、きめ細かな生活支援やなりわい・事業再開支援を強化すること。

- この上で、川俣町については、平成28年8月1日に町・町議会・山木屋行政区長会より提出された要望書を踏まえ、平成29年3月末の避難指示解除に向けた環境整備に関係省庁が連携して取り組むこと。富岡町については、宅地周り除染は一巡しているところであるが、平成28年6月に町長が表明した「平成29年4月の帰還開始」を受け、帰還できる環境整備に向け、関係省庁が総力を挙げて、フォローアップ除染、インフラ復旧、生活関連サービス等の整備に向けた取組みを進めること。また、浪江町についても、町の復興まちづくり計画等で示されている平成29年3月の避難指示解除目標に向けて、除染の着実な実施、インフラ復旧、買い物環境の整備などに関係省庁が総力を挙げて取り組むこと。その際、避難指示解除の前に、準備宿泊の実施が想定されること等を踏まえ、必要な取組みは可能な限り迅速に行うこと。
- 他方、ふるさとへの思いを持ちながら、止むを得ず、当面帰還できない住民の方々がおられることが想定されることから、こうした方々へのきめ細かい支援も行うこと。
- 避難指示区域内等におけるイノシシ等の捕獲を進めると ともに、埋却されている家畜およびイノシシ等については、 地域の実情に合わせた最適な処理技術・方法を早期に選定 し、迅速かつ円滑に処理を進めること。

# (3) 帰還困難区域の取扱い

○ そもそも帰還困難区域は、将来にわたって居住を制限することを原則とした区域であることを前提として、住民の方々が新たな生活を始めるため、故郷喪失慰謝料、住居確保損害など必要な賠償制度の措置や、復興公営住宅の整備などが行われてきた。他方、事故後5年を経て、一部では放射線量が低下してきていること、避難指示解除準備区域、居住制限区域の解除が進んでいるなかで、地元から帰還困

難区域の取扱いについて検討を求める声が出ている。

○ まず、与党は、こうした声を真摯に受け止め、たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを 避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの 決意をここに示す。

この決意の下、帰還困難区域の一日も早い復興を目指さなければならない。他方で、帰還困難区域の復興を進める上では、放射線量をはじめ、多くの課題があることも現実であり、可能なところから着実かつ段階的に取組みを進めていくことが必要である。

- こうした認識の下、福島県知事、帰還困難区域を管内に 持つ7市町村長の意見を伺った上での結論として、以下の 取扱いとするよう提言する。なお、この取扱いは基本方針 であり、今後、政府においては、地元と十分に議論しつつ、 詳細な設計を行うよう求める。
  - 1. 帰還困難区域のうち、5年を目途に、放射線量の低下 状況も踏まえて避難指示を解除し、居住を可能とするこ とを目指す「復興拠点」を、各市町村の実情に応じて適 切な範囲で設定し、整備する。
  - 2. あわせて、国道 6 号線をはじめ、広域的なネットワークを構成する主要道路(これに接する部分や復興 IC を含む)について、安心して通行または利用できるよう、除染等の整備を行う。
  - 3. 市町村は復興拠点等を整備する計画を、県と協議の上で策定し、政府は整備計画を認定する。
  - 4. 整備にあたっては、除染とインフラ整備を一体的かつ 効率的に行う。
  - 5. 復興拠点等の整備が概ねできた段階で、当該地区の避難指示を解除する。この際、区域全体では、安全管理、防犯上の観点から立入制限を継続するが、復興拠点等への立入制限等について必要な見直しを行う。
  - 6. これを実現するため政府は、法制度および予算を措置する。
  - 7. なお、帰還困難区域の避難指示解除準備区域または居

住制限区域への見直しは、過去の区域見直しの経験を踏まえると、地域間の新たな分断を生み、復興のスピードを遅らせるおそれがあるため、行わないこととする。

一方、区域見直しが行われないことにより、風評被害が残って町の復興が遅れることが決してないよう、政府は風評対策などを適切に講ずるものとする。

- 8. また、復興拠点等の整備に加え、当初復興拠点を設定しなかった地区の中長期的な復興に向け、市町村が、帰還困難区域の今後の整備方針等の方向性を定めた全体構想を策定した場合には、政府はその思いをしっかりと受け止め、復興を果たしていくという強い意志の下、中長期的な浜通りの復興のための施策につなげるものとする。なお、市町村は、全体構想を念頭に置きつつ、放射線量の低下状況や当初の復興拠点における復興の進捗等を踏まえ、復興拠点等を整備する計画を見直すことができるものとする。
- 上記の基本方針を踏まえた詳細な制度設計にあたっては、以下の点を中心に、地元の意向を踏まえ、検討を行うこと。
  - 1. 復興拠点外地区であっても、市町村の伝統や文化のシンボルであり人が交流する拠点等を市町村が整備する場合には、これを支援すること。
  - 2. 帰還困難区域の中に復興拠点を設定することが困難な 市町村については、ふるさとへの帰還を望む住民の思い を受け止め、地域の実情に応じた支援のあり方について 柔軟に検討すること。
  - 3. 復興拠点等の整備にあたっては、除染やインフラ整備が確実に行われるよう、国が責任を持って前に進めること。この際、限られた期間で集中的に整備を進めることができるよう、国・県・市町村が連携して、公共事業的観点からインフラ整備と除染を一体的かつ連動して進める方策を、地元の意向を踏まえつつ検討すること。

また、必要に応じて、政府および関係行政機関のリソースを市町村に提供し、集中的な整備を迅速かつ効果的に行うこと。

- なお、ふるさとへの思いを持ちながら、地元を離れて生活する方々に対して、中長期にわたるきめ細かい支援を行うことが必要である。すでに必要な賠償制度が措置されていることを踏まえ、避難先での生活再建のための支援を強化すること。
- また、居住制限区域および避難指示解除準備区域に住民が安心して帰還できるよう、これらの区域の宅地に隣接する部分についても対策を講ずること。
- さらに、里山再生のモデル事業について、将来的には、 復興拠点等整備の進捗等に応じて帰還困難区域で実施する ことも視野に検討すること。

#### 3 原子力事故災害からの自立に向けて

#### (1) 自立支援

- 昨年8月に発足した福島相双復興官民合同チームは、約 4000 超の事業者を個別に訪問しているところ。今後とも、被災された方々の状況に寄り添った支援を着実に進めるため、ニーズを踏まえ、以下のような新たな政策措置を講ずること。
- 事業者や地域ごとの復興状況は大きく異なるため、事業者や市町村の事情を踏まえ、幅広い支援を進めるとともに、福島相双復興官民合同チームを法律に位置づけて支援体制を強化することにより、継続的、持続的かつ柔軟に事業再開等へ向けた支援を行うこと。
- さらに、住民の帰還を促進するため、働く場所、買い物する場所等、まちとして備えるべき機能の整備を進める必要がある。そのため、被災事業者のみならず被災 12 市町村に新たに入って来る企業・人材等に対する支援を拡充し、新たな企業・人材の呼び込みと創業促進を図ること。
- また、福島相双復興官民合同チームの知見を活かして各市町村への情報提供等を行い、各市町村のまちづくり計画等の実現への支援を行うとともに、各種支援策の認知度が高まるよう、各市町村による事業者等を対象とした支援策に関する相談対応への支援を行うこと。
- 商工会、商工会議所等と福島相双復興官民合同チームの

連携を強化するとともに、引き続き、商工会および商工会議所等に支援を行うことにより、被災事業者等の自立へ向けた支援を加速すること。

- 農業については、個別の農業者の訪問を通じて、ニーズを丁寧にくみ取り、地域の実情を踏まえ、新たに個々の農業者向けの支援策を講ずるなど、早期の営農再開へ向けた支援の拡充を図ること。また、福島県の農林水産品の生産力や魅力・ブランド力を高めるために、これまでの風評対策に加えて、生産、流通・販売を含む全ての段階における抜本的な対策の強化により、実効性ある施策を講ずること。一方、東京電力は適切な農業賠償のあり方を秋までに示すこと。
- 森林・林業の再生に向けて、国は、県や市町村と連携しつつ、住民の理解を得ながら、生活環境の安全・安心の確保、里山の再生、奥山等の林業の再生に向けた取組みや、モニタリングや調査研究、情報発信等の取組みを関係省庁連携のもとに着実に実施すること。また、里山再生のためのモデル事業について、その成果を的確な対策の実施に反映すること。なお、将来的には、復興拠点等整備の進捗等に応じて帰還困難区域で実施することも視野に検討すること。さらに、木材の需要拡大と安定供給の確保に取り組むこと。
- 漁業の本格的な操業再開に向けて、簡便・迅速な放射線 量検査体制の確立等の支援を行うとともに、水産加工品の 新規開発や輸出促進、水産物の輸入規制の緩和・撤廃等に 向けて取り組むこと。

# (2) 広域まちづくり

○ イノベーション・コースト構想については、浜通り地域の広域的かつ自立的な復興に向けて、廃炉研究開発、ロボット研究・実証、情報発信拠点(アーカイブ拠点)も含めた国際産学連携等の各拠点の整備を進めるとともに、環境・リサイクル分野、再生可能エネルギー等のエネルギー分野、農林水産分野に係るプロジェクトの具体化を着実に進めること。

とくに、災害用ロボットの開発については、災害現場へ

- の搬送や防災の研修・訓練等を念頭に入れた防災機器として活用されるよう関係機関とともに検討すること。
- また、イノベーション・コースト構想における再生可能 エネルギー等のエネルギー分野における取組みを加速し、 その成果も活用しつつ、福島復興の後押しを一層強化する べく、福島全県を未来の新エネ社会を先取りするモデルの 創出拠点とする「福島新エネ社会構想」を取りまとめ、構 想の実現に向けた取組みを進めること。
- 加えて、浜通り地域における産業集積の実現に向けて、 実用化開発等の一層の促進や拠点の強みを最大限に活かした交流人口の増加、浜通り地域に入って来る企業に対する 支援により、新たな企業の呼び込みを図ること。あわせて、 住居・宿舎・交通等のインフラに係るニーズ調査およびそれを踏まえた対応の検討など、イノベーション・コースト 構想実現に向けた周辺環境整備の取組みを進めること。
- また、楢葉遠隔技術開発センター、廃炉国際共同研究センター国際共同研究棟(富岡町)、大熊分析・研究センターなどの廃炉研究開発拠点の運営主体である日本原子力研究開発機構は、幅広い関係者の英知を結集し、各拠点における廃炉研究開発を着実に進めるとともに、各拠点の設備や持てる技術的知見を活用して新技術、新産業の創出を支援することで、浜通り地域の産業復興につなげること。とくに、廃炉国際共同研究センター国際共同研究棟については、平成29年4月の供用開始後、職員の拠点周辺での活動等を通じて、まちの復興の一翼を担うこと。
- さらに、イノベーション・コースト構想の多岐にわたる 課題を解決していくため、関係省庁や県などが参画して基 本的な方針を立案・実行していく場としての協議会を創設 し、民間企業も含めた関係主体間で有機的かつ広域的な連 携体制を構築し、横断的に取組みを進めること。
- 地域全体の復興を加速していくため、まちづくりや行政 サービス・公共交通等、各市町村の取組み全体を広域的観 点からサポートしていくこと。
- 福島 12 市町村の将来像については、東京オリンピック・パラリンピックが開催される 2020 年までのロードマップに従い、具体化を進めること。具体化にあたっては、横断

的かつ広域的な視野から取り組むとともに、行政はもとより、民間企業、大学等の研究・教育機関、NPO、地域住民等の多様な主体が連携して取り組むこと。

○ 平成31年度末までのJR常磐線の開通を目指すとともに、常磐道の一部4車線化の「復興・創生期間」での完成、平成30年度までに大熊ICの供用、平成31年度までに双葉ICの供用を目指すなど、地域の発展基盤の強化に取り組むこと。

#### 4 風評被害対策、放射線不安を含む生活相談対応

- 風評対策強化指針に基づく各種取組みについて、関係省庁 との連携を一層強化し、各種国際会議等の場を活用するなど、 風評対策を強力に推進するとともに、より効果的な対策とな るよう不断の見直しを行うこと。
- 廃炉・汚染水対策、福島の現状や放射線リスクに関する子どもを含めた国内外への正しい情報提供、農林水産業における放射性物質対策の支援や諸外国・地域への働きかけなど、諸外国・地域の輸入規制の緩和・撤廃に向けた取組みを関係省庁が連携を強化して推進すること。
- 住民一人ひとりが抱える放射線不安へのきめ細かな対応 を継続すること。とくに、相談体制および個人放射線量測定 体制の整備を引き続き進めるとともに、すでに整備済みの市 町村においては、不断の見直しを行い、常に地元の実情に合 った仕組みに改善していくこと。
- 福島復興再生特別措置法の趣旨を踏まえ、子どもをはじめ とする住民の健康を守る取組みを持続的かつ着実に推進し ていくこと。
- 避難生活の長期化、避難指示解除および帰還の進展に伴って見守り、生活支援等に対するニーズが高まっている状況を踏まえ、支援体制を強化すること。その際、これまできめ細かな住民支援を担ってきた生活支援相談員の支援対象に帰還者を含むことの明確化や、相談員のなり手の確保を進めるとともに、住民の抱える悩みや地域が抱える課題の解決や、先に帰還した住民の情報発信の促進に向けて関係者が連携を強化すること。

## 5 中間貯蔵施設の整備

- 中間貯蔵施設事業については、予定地の大半の用地について物件調査を終了するとともに、昨年パイロット輸送として5万㎡程度の除染土壌等の搬入を行い、今年度からは除染土壌等の輸送量を段階的に拡大するなど、着実に進捗してきている。さらに、大熊町および双葉町の協力を得て、町有地を活用した保管場への福島県内の学校等からの除染土壌等の搬出が可能となり、その作業が進んでいる。
- 中間貯蔵施設は福島の復興に不可欠な施設であり、国が県、 市町村と連携して取組みを進めること。
- 用地取得のための体制の強化、一層丁寧な地権者への説明 を行うとともに、受入・分別施設、土壌貯蔵施設などの本格 施設の整備を着実に進めること。
- 平成32年度までに、少なくとも住宅や学校など身近な場所にある除染土壌等を搬入するとともに、用地取得等を最大限進め、幹線道路沿いにある除染土壌等を中間貯蔵施設へ搬入するよう取組みを進めること。
- 最終処分量の低減を図るため、減容技術の開発・実証等を 進めるとともに、再生利用先の創出等に関し、関係省庁等が 連携して取組みを進めること。

# 6 指定廃棄物等の処理

- 福島県の指定廃棄物の処理については、本年4月に既存の管理型処分場が国有化されるとともに、6月には安全確保に関する協定が締結されたところであり、今後、安全・安心に万全を期しつつ、既存の管理型処分場への早期の搬入に取り組むこと。また、除染廃棄物等を含めて仮設焼却施設の有効活用について検討すること。
- 福島県以外の5県の指定廃棄物の処理については、茨城県において、現地保管継続・段階的処理の方針が決定されたほか、宮城県、栃木県などにおいて、指定廃棄物の放射能濃度の再測定が実施中である。自然減衰に長期間を要する比較的放射能濃度の高いものは長期管理施設を整備して集約する方針を維持する一方、前述の再測定を進め、基準値以下に自然減衰したものは、指定解除の仕組みも活用して、通常の廃棄物として焼却、最終処分する方向で、国が責任を果たしつつ

地元自治体と十分調整し、処理できるものから段階的に処理を進めること。

- その際、基準値以下の農林業系廃棄物の処理も含め、技術的支援や処理費用を国が全額支援する仕組みを維持するとともに、風評被害対策や地域振興策については、各県の実情を踏まえて柔軟に適用し、受入れに資するよう取組みの拡充を図ること。
- 福島県における除染対象以外の道路側溝堆積物など指定廃 棄物とならない土壌等の処理に関し、市町村が実情に応じて 処理のプロセスを決定して国が必要な支援を行うことについ て、国が責任を持って方針を示し、自治体と連携して取組み を進めること。
- なお、放射性物質汚染対策については、発災後、議員立法で成立した特別措置法を実施するために急ごしらえで整備した体制を抜本的に見直し、汚染物処理の加速化に向け、災害廃棄物対応などとあわせ、推進体制の一元化・充実を図り、柔軟かつ突破力に満ちた解決力の向上を目指した組織改革を検討すべきである。

## 7 国と東京電力の果たすべき役割の分担

- 賠償、除染、廃炉等については、先の「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」(平成25年12月閣議決定)において、復興を円滑に進めていく観点から、国と東京電力の役割分担を行い、現在まで、着実に進められてきている。今後、丁寧な賠償や除染の実施、燃料デブリ取り出しを見据えた廃炉の本格化等が進むなかで、こうした状況も踏まえ、国と東京電力がそれぞれの担うべき役割を果たしていくことが必要である。
- まず、東京電力は、これまで取り組んできた「責任と競争の両立」のための経営改革の成果を検証した上で、グループの総力を挙げて、福島への責任を貫徹するという観点や、不断の経営努力による企業価値の向上が国民負担の抑制につながるという観点を踏まえ、改革加速化に向けた今後の新たな取組みを明らかにすること。
- 国は、今後電力自由化が進展していくなかにあっても、被 災者への賠償、インフラ整備・除染等の帰還に向けた環境整

備、廃炉・汚染水対策等について、中長期的かつ安定的に実施していくことができる環境を整備すること。

#### Ⅱ 地震・津波被災地域の早期復興完了および共通課題

地震・津波被災地域については、「復興・創生期間」において、10年間の復興期間の総仕上げに向けて、被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなるような復興の実現を目指さなければならない。その際、単に「まちに人が戻る」ことを目指すのみならず、被災地外からも多くの方々が訪問し、あるいは移り住むような、魅力あふれる地域を創造することを目指す。

また、その他、「風化」と「風評」という2つの風に立ち向かう ために復興の情報発信を強化するなど、震災からの復興に全般に 共通する課題にも取り組んでいく。

#### 1 被災者支援

- 仮設住宅での避難生活の長期化への対応や、新たなまちなどでのコミュニティ再生に向けて、見守り、心のケア、住宅・生活再建、コミュニティ形成、生きがいづくりへの支援を一層被災者に寄り添い、きめ細かに実施すること。
- 仮設住宅の集約・解消に向けて、自治体と密に意見交換を 行い、現在の入居者の今後の生活再建が円滑に進むよう、住 宅・生活再建、コミュニティ形成などへの自治体の取組みに ついて、国として支援すること。
- 福島県においては、避難指示が出された地域の復旧・復興 の進展に伴う、仮設住宅から恒久住宅への移行に向けた県の 取組みについて、国として支援すること。

## 2 住まいの確保とにぎわいの再生

- 自治体の計画に沿って事業が進むよう、工事加速化支援隊 等により支援を行い、一日でも早く被災者が恒久住宅に移る ことができるようにすること。
- その際、住民の意向を丁寧に確認しつつ、恒久住宅の過不 足がないよう引き続き自治体の整備計画の見直しを支援する こと。
- まちづくりを進めるため、地権者が活用する意向を持たない土地も活用することによる、早期のまちのにぎわいの回復や、空き住戸・空き画地の積極的活用による若者定住の推進を図ること。

- まちのにぎわいを再生するため、仮設店舗の本設施設への 移行や商業施設整備への支援を通じ、商店街の再建を図るこ と。
- 防災集団移転促進事業の移転元地の活用について、「支援施 策パッケージ」に沿ってきめ細かな支援を実施すること。
- あわせて、地域の魅力の創造につながるよう、民間事業者 や住民のアイデア、ノウハウも十分に活用すること。
- また、復興まちづくりが進展した後の住民の足の確保に向けて、持続可能な地域公共交通ネットワークの形成に資する 取組みを支援すること。
- 被災地の復興事業の円滑な実施を確保するための取組み (復興係数による間接工事費の割増しや公共工事設計労務単 価の引き上げなど)について、引き続き被災地の実態に基づ いて実施すること。

## 3 産業・なりわいの再生・創造

- 単に震災前の状態に復旧するのでは売り上げの回復は困難であり、民間企業や専門家の知見、ノウハウ等を活用しつつ、 新商品開発、新規事業立ち上げ、販路開拓、生産性向上等の 事業者のニーズに応じたきめ細かな支援を行うこと。
- 被災地域の主要産業である水産加工業については、売上が 回復しているものの、震災により失われた販路の確保等の問 題もあり回復が遅れている。失われた販路の回復・開拓に向 け、新商品開発、輸出を視野に入れた先進的、創造的な取組 み等を支援すること。
- 被災地産業の人手不足については、労働力人口が減少していくなかでも復興を着実に推進するため、若者や女性を含む人材が活躍できる、働きやすい労働環境の整備、被災地外の人材の活用や住まいの確保など効果的対策を検討すること。
- 東日本大震災事業者再生支援機構については、今後、被災 地域における機構活用のニーズ等を踏まえ、支援決定期限の 延長も含め検討すること。

#### 4 観光復興

○ 本年を「東北観光復興元年」として、東北のブランドイメージの創出、広域観光周遊ルートの強化など、2020年に東北

への外国人宿泊者数を 150 万人泊に押し上げるべく、インバウンドの誘客に向けた取組みを推進すること。その際に、観光の振興が農林水産業をはじめとする地域の産業振興、輸出の拡大にもつながるよう取り組むこと。

- 国や自治体だけではなく、民間の活力やさまざまなノウハウを活かして官民の総力を挙げた観光復興の取組みとすること。
- 「東北観光復興元年」に立ち上がった東北での新たな取組 みが一過性のものとならないよう、2020年の目標達成に向け て継続的に支援すること。

#### 5 地域の発展の基盤となる交通・物流網の整備

- 被災地の経済発展の基盤となる交通・物流網の構築に向けて、復興道路・復興支援道路については、一日も早い全線開通の実現に向けて、必要な事業量を毎年確保し、着実に事業を推進すること。
- 釜石から花巻までの高速道路については、ラグビーワール ドカップ 2019 に向けて平成 30 年度の全線開通を目指すとと もに、その他の区間についても、見通しが立った段階で速や かに開通時期を明らかにすること。

# 6 被災自治体における人手不足

- 被災自治体においては、引き続き人手不足の状況が続いていることから、被災自治体への応援職員の確保に努めるとともに、被災自治体における採用・人材育成にも努めること。
- とくに、福島県においては、避難指示の解除等により本格的な復興のステージへ移行するため、都市計画、土木、建築等の経験を有する職員が不足するという課題に対して、独立行政法人都市再生機構の活用を含めて、国として、必要な人材の確保、自治体の業務軽減に取り組むこと。

# 7 国内外への情報発信の強化

- 地震・津波被災地、原子力災害被災地を通じた復興の現状 や震災の教訓について正しく情報を発信する取組みを徹底 し、「風化」と「風評」という2つの風に立ち向かうこと。
- 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会では、

世界から被災地の復興状況が注目される。本大会を「復興五輪」とし、ラグビーワールドカップ 2019 も含め、世界中の人々に輝かしい復興の姿をご覧いただくべく、国、県、市町村、住民、国民全てが協力していくこと。

- 本年開催された G7 伊勢志摩サミットおよび関連会合においては、福島県産品を含め被災地産品を、出席閣僚をはじめとした会議関係者に実際に食べていただくなどの取組みを行い、会議関係者から高い評価を得られたところである。今なお残る我が国産品についての輸入規制への対策等のため、国際会議等の場も活用し、復興の現状に関する国際的な情報発信を引き続き徹底すること。
- 岩手県・宮城県の国営追悼・祈念施設(仮称)の整備を着 実に進めるとともに、福島県の施設についても、早期の事業 化を進めること。

#### むすび

復興期間10年の折り返し点を過ぎ、とくに、地震・津波被災地域では、「復興・創生期間」のこれからの5年間で必ず復興を成し遂げ、「新しい東北」の展望を開く創生までの「総仕上げ」に向けて全力を挙げて取り組まなければならない。

あわせて、原子力災害の影響を受けている福島においては、中長期的な対応が必要であり、「復興・創生期間」後も継続して国が前面に立って福島の再生に取り組んでいくことが不可欠である。

復興の進展に伴い、被災者と被災地に明るい希望の光が少しずつ 鮮明になりつつある一方で、われわれが直面する課題は、さまざま な分野に及んでおり、国、県、市町村、民間、NPO などが総力を挙 げて被災者と被災地の希望の光の輝きを大きくしていかなければな らない。

とくに、経験豊かな女性のリーダーや若者の参画、さらには NPO、ボランティアといった多様な担い手が活躍できる環境づくりをしていくことが重要である。

最後に、東日本大震災はもとより、今年4月には熊本地震が発生し、また、南海トラフ地震や首都直下地震も見据えれば、大災害への備えは喫緊の課題である。東日本大震災の教訓を後世につないでいくことが重要であり、復興に関する情報発信を一層進めていくべきである。東日本大震災で得た教訓は熊本地震への復興に活かしていかなければならない。また、第4次提言においても「緊急事態管理庁(仮称)」の設置検討に言及したが、災害発生時のマニュアルの点検や訓練、想定外を想定した「災害対策に責任を持てる危機管理体制」の整備についても引き続き検討を進めていくものとする。

われわれは、この未曾有の震災の経験と教訓について、決して「風化」させることなく、被災者と被災地を大切にする現場主義の原点に立って、断固たる政治主導のもとに、被災地の復興と東北の新しい展望を開く創生の道筋を構築していく。